

我が社の環境経営推進事業

区内の中小規模事業所向けに省エネに関する各種支援制度を実施しています。省エネはコスト削減等の経営改善に役立つ有効な手段の一つです。ぜひご利用ください。

省エネ専門家派遣制度

①エコアドバイザー派遣

区内の事業所へエコアドバイザーを派遣し、経営改善につながる設備の更新や運用改善などの省エネに関するアドバイスをを行います。

エコアドバイザー派遣による提案例

- 省エネ機器へ入替した場合の電気代は…?
- 空調機器
- LED照明

年間約8万7千円お得に！
※28年度エコアドバイザー派遣実績から算出

エネルギーコスト削減に効果大

②ソーラー診断

台東区内の事業所等へソーラー診断士を派遣し、太陽光発電システムの設置の適否や、導入による費用対効果等に関する提案を行います。導入をお考えの方はぜひご利用ください。

助成金制度

①エコアドバイザー派遣等(※)により認められた機器

導入費用(税抜)の20%
上限30万円

※区が実施するエコアドバイザー派遣やその他官公庁が実施する省エネルギー診断を受けることが条件です。

※空調や照明以外にも、事業所で使用している幅広い機器が対象になります。まずはご相談ください。

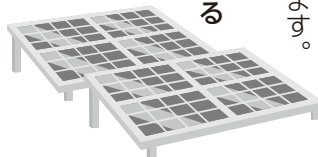
②太陽光発電システム

1kwあたり5万円
上限50万円

※この他、窓・外壁等の遮熱・断熱改修、雨水貯留槽、高反射率塗料、屋上・壁面・地先・駐車場緑化の助成金制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

【省エネ専門家派遣や助成金に関するお問い合わせ】

台東区環境課
☎(5246) 1281
FAX(5246) 1159



東京ソーラー屋根台帳を ご利用ください！

東京都が作成した、東京ソーラー屋根台帳とは、建物ごとに太陽光発電等への適合度を地図上で色分けし、分かりやすく示したWEBマップです。まずはあなたの事業所が太陽光発電システム設置に適しているか確認してみましょう。

【ソーラー屋根台帳に関するお問い合わせ】

〒110-8555 東京都台東区上野5-1-1
TOKYO太陽エネルギー相談室
☎(5690) 5006
http://www.tokysolar.jpへアクセス

青色決算・消費税等 説明会

- ▽日程・場所
12月4日(月)・12月5日(火)
東京上野税務署3階会議室
- 12月6日(水)・12月7日(木)
浅草税務署6階会議室

▽対象・時間

・不動産所得のある方 午前10時～正午
・事業所得のある方 午後1時30分～3時30分
▽内容 所得税の青色申告決算書・収支内訳書の書き方、消費税申告書の書き方及びe-Taxの概要や利用開始手続など

※青色申告決算書等は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で作成できます。

▽問合せ

東京上野税務署 ☎(3821) 9000(代)
浅草税務署 ☎(3862) 7111(代)

近隣型商店街の 店舗兼住宅の 所有者の方へ

店舗部分貸し出しのための改修費の一部を助成します



区では、近隣型商店街内の店舗兼住宅の所有者に、店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の一部を助成します。

▽対象 区内近隣型商店街の店舗兼住宅の所有者

▽募集件数 4件

▽助成額 店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の2分の1 上限額100万円

▽募集期間 平成29年4月10日(月)から(予定件数に達し次第終了)

※申込方法等、詳しくは区のホームページをご覧ください。
集のチラシは区のホームページよりダウンロードできます。

▽問合せ 台東区産業振興課商店街担当
☎(5246) 1142

お仕事、おまかせください

シルバー人材センターでは、企業やご家庭などからのお仕事をうけて、会員の高齢者の皆様に提供しています。お請けする仕事は、家事援助サービス、施設や駐車場の管理・清掃、植木の剪定・除草、襖・障子の張り替え、筆耕などです。お仕事のご依頼をお待ちしています。



「会員募集中」

シルバー人材センターで働いてみませんか？
区内在住の60歳以上の方お問い合わせください。

公益社団法人台東区シルバー人材センター
☎(3864) 3338 台東区小島1-5-5

東京労働局からのお知らせ

事業主の皆様、無期転換の準備、進めていますか？

有機契約(1年更新など)であっても、契約が5年を超えて反復更新された場合には、働く側の希望により、期間の定めのない契約に転換するルール(無期転換ルール)が定められています。このルールは、雇止めなどの解消など、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するために、平成25年4月から施行となりました。施行から5年が経過する平成30年4月以降、多くの有機契約の従業員から無期労働契約への申込みが行われると予想されます。

様々な導入支援策を行っておりますので、無期転換ルールの詳細は、「無期転換ポータルサイト」をご覧ください。(http://muki.mhlw.go.jp/) 対象となる労働者 原則として、契約期間に定めがある「有機労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

▽問合せ 東京労働局雇用環境・均等部指導課労働契約法担当
☎(3512) 1611
又は、総合労働相談コーナー
☎(3512) 16008